

子どものための教育・保育給付認定申請書兼
保育園等利用申込書 【2・3号（保育利用）用】

No. 歳児 8 年度

柏市長 あて

受付印

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定及び保育園等の利用について、「柏市保育園等利用
申込みのご案内」の内容を理解し、本申込書に記載された重要事項の内容に同意のうえ、次の
とおり申請します。

※保護者①が通知物等の宛名になります（生計を主に支える方を保護者①に記入してください。）。
※単身赴任等で別居している方についても記入してください。

申込日	令和 年 月 日			
申請児童 (小学校就学前子 ども)	氏 名	生 年 月 日	性 別	保護者との続柄
	(フリガナ)	令和 年 月 日	男 ・ 女	子 ・ (その他)
認定証番号	※既に認定を受けている場合のみ記入してください。			
保育の希望の 有・無	☒ 有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園等（※1）において保育の利用を希望する場合（幼稚園、認定こども園（教育利用）と併願の場合を含む。）		
	☒ 無	幼稚園、認定こども園（教育利用）の利用を希望する場合（保育園等（※1）と併願の場合を除く。）⇒【1号（教育利用）用】の申請書をお使いください。		

（※1）「保育園等」とは、保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業のこと。

申 請 者	住所	柏市			日中連絡先	保護者① — — 保護者② — —		
	保 護 者 ①	氏名	生年月日	年齢	申請児童 との続柄	【4～8月申請の方】R7.1/1時点の住民票所在地 【9～3月申請の方】R8.1/1時点の住民票所在地		
		(フリガナ)	S 年 月 日			☐ 柏市内 ☐ 柏市外（住所をご記入ください。） →		
		保育を必要とする事由						
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復興 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他（ ） ※申請時点で出産予定がある場合、妊娠・出産へも□し、母子健康手帳の写しを提出してください。						
	保 護 者 ②	氏名	生年月日	年齢	申請児童 との続柄	【4～8月申請の方】R7.1/1時点の住民票所在地 【9～3月申請の方】R8.1/1時点の住民票所在地		
		(フリガナ)	S 年 月 日			☐ 柏市内 ☐ 柏市外（住所をご記入ください。） →		
		保育を必要とする事由						
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復興 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ その他（ ） ※申請時点で出産予定がある場合、妊娠・出産へも□し、母子健康手帳の写しを提出してください。						
	希望する保育の必要量					希望する利用時間		
☐ 保育標準時間（最長11時間） ☐ 保育短時間（最長8時間）					時 分 ～ 時 分まで			
利 用 希 望 園	①	※該当する項目を右記から1つ選択し □してしてください。	きょうだい全員が同時に入園できる場合のみ入園を希望する					
	②		① ☐ 同じ施設でなければ入園しない					
	③		② ☐ 希望順位が低い施設でも、同じ施設になることを優先					
	④		③ ☐ （別々の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先					
	⑤		きょうだい全員が同時に入園できない場合、ひとりだけでも入園希望					
	⑥		④ ☐ （同時入園できる場合）希望順位が低い施設でも同じ施設になることを優先					
	⑦		⑤ ☐ （同時入園できる場合）別々の施設でも良いのでそれぞれ希望順位が高い施設を優先					
	⑧		ひとりが入園できる場合のみ、もうひとりの入園を希望					
	⑨		⑥ ☐ 上の子はひとりでも入園希望、下の子は同じ施設となる場合のみ希望					
	※①から、利用を希望する順に施設名を記入してください。希望が10園以上ある場合は、申立書へ記入してください。（最大20園まで可）					⑦ ☐ 下の子はひとりでも入園希望、上の子は同じ施設となる場合のみ希望		
利 用 希 望 期 間 等	令和 年 月 1 日から			※④または⑤に該当する方で、次を希望の場合、□してください。				
	□小学校就学前まで □令和 年 月 日まで（「妊娠・出産」の事由の方は、終了期間を必ず記入してください。） □転入前の認可園を継続利用			☐ 上の子が1号認定でこども園等に通っており、下の子の入園を優先したい（1号認定の子だけが2号で入園になるのは避けたい場合）。				
				【注意事項】 ※⑥または⑦は3人以上同時申込では選択できません。				
				※市記入欄				
			担当	担当	委託・転出 ()		看	栄

児童の健康状態

①申請時点で、風邪以外で、年1回以上、病院等に通院（定期通院や発育・発達の確認を含む。）をしていますか。有の場合、診断名もご記入ください。	無 ・ 有 (診断名→)
②現在は終了しているが、過去に風邪以外で、年1回以上、病院等に通院（定期通院や発育・発達の確認を含む。）をしていたことがありますか。有の場合、診断名もご記入ください。	無 ・ 有 (診断名→)
③発育・発達・行動等で気になることはありますか。月齢相応の食形態での摂食が難しいときも「有」に○をつけてください。	無 ・ 有
④定期的に言語や行動の指導，リハビリ等を受けたり，療育（児童発達支援）施設に通っていますか（通っている場合，施設名もご記入ください。）。	無 ・ 有 (施設名→)
①～④について有の場合、申請期間内に申請書類・母子健康手帳をお持ちの上、お子さんの面接にお越しください。予約制のため、令和8年度保育園等利用申込みのご案内P.7をご参照いただき、予約をお願いします。	予約日時（ 月 日 時 分）
以下に健康状態の詳細についてご記入ください。	

食物アレルギーについて

①申請時点で食物アレルギーはありますか。有の場合、原因食品もご記入ください（未摂取のため、アレルギーがあるのか不明な場合は「無」に○をつけてください。）。	無 ・ 有 (原因食品→)
② ①に該当する方 エピペン（重篤なアレルギー用の薬）の処方がありますか。	無 ・ 有
③ ①に該当する方 アナフィラキシーと診断されたことはありますか。	無 ・ 有
※食物アレルギーがある場合、主治医の記入したアレルギー疾患生活管理指導表を後日提出していただきます。	

児童の家庭の状況 ※申請児童の同居世帯員は、表面の保護者以外で、同一建物内に居住する方を全員記入してください。

区分	氏 名	申請児童との続柄	(入所希望日時点の年齢) 生 年 月 日	保育の利用を必要とする理由 ※18歳～64歳の方のみ記入	就労先、病名等 就園（学）先名称
申請児童の同居世帯員	(フリガナ)		() 歳 T S H R . .	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学	
	(フリガナ)		() 歳 T S H R . .	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学	
	(フリガナ)		() 歳 T S H R . .	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学	
	(フリガナ)		() 歳 T S H R . .	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学	
	(フリガナ)		() 歳 T S H R . .	☐ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動中 ☐ 就学	
※上記の欄に収まりきらない場合は、申立書へ記入してください。					
母子・父子家庭 (又はそれに準ずる) の状況 ※該当する場合に○	離婚 ・ 死別 ・ 未婚	児童の親権者が記載された「戸籍謄本」又は「離婚届の受理証明書」を提出してください。			
	行方不明	行方不明であることを証明するものを提出してください。			
	別居かつ離婚調停中	裁判所からの呼出状の写し又は夫婦関係等調整調停申立書を提出してください。			
	その他特別な事情により別居中	必要書類について、保育運営課へご相談ください。			
	※別居のみで離婚調停前の場合や、離婚調停中でも同居の場合は、就労証明書等の保育を必要とする事由を確認する書類の提出が必要です。				
申請児童及び同居世帯員の 障害者手帳、療育手帳 等について ※該当する場合に○	申請児童 ・ (・ 申請児童との続柄) ・ (・ 申請児童との続柄) ※該当する場合、お持ちの手帳等の写しを提出してください。 ※申請児童が障害者手帳をお持ちの場合、受付期間にかかわらず事前に保育運営課へご相談ください。				
生活保護の状況 ※該当する場合のみ	平成 ・ 令和 年 月 日 保護開始				

入園申込みに関する重要事項の確認

- 以下の事項は、認定申請及び保育園等の利用にあたり特に重要なことです。
各項目の内容を必ずご確認ください。

認定申請及び利用申込みに関すること

1	柏市が、子どものための教育・保育給付認定に必要な住民税の情報（同居世帯員を含む。）及び世帯情報を閲覧します。また、柏市が保有する児童の在籍状況、心身の状況等の情報について、児童の就学前における保育を実施する上で必要な範囲において、柏市が当該情報を利用し、又は児童が在籍する特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業所に提供します。
2	認定に必要な書類がそろっていない場合、認定ができないため、保育園等の利用調整ができません。認定ができない場合、次月以降の利用調整となります。 また、申請受付後に書類の不備等が判明した場合は、提出をお願いしています。不足書類がある場合は、必ず申込締切日までに提出してください。
3	申請書類の内容に虚偽等があった場合は、認定が却下となり、利用調整及び保育園等の利用ができません。認定後に判明した場合においても同様の対応となります。
4	希望園は、 通園可能な範囲内で、希望順 にお選びください。申請後、変更がある場合は、「保育園等利用申込みの希望園変更届兼調整点数申出書」を申込締切日までに提出してください。内定を辞退した場合、希望年度内の利用調整時に減点となります。
5	児童福祉法が規定する児童福祉上の措置や、保育料と給食費の徴収・滞納処分等、業務上要する個人情報について、市役所内の他部署を始めとする公的機関・指定民間施設（教育委員会、児童相談所等）で共有させていただきます。
6	在園児多数等により、希望の保育園等に空きがない場合は、利用ができません。
7	申請書類（この用紙も含む。）の内容や家庭状況に変更が生じた場合は、速やかに保育運営課（既に保育園等を利用中の方は利用中の施設）に申し出た上で、必要な手続きを行ってください。 手続きを怠った場合、認定取消し（既に保育園等を利用中の方は認定の取消し及び退園）となる場合があります。
8	保育園等の利用調整及び利用が可能なのは、認定の有効期間のみ です。 保育を必要とする事由がなくなった場合は、その時点で認定取消し（既に保育園等を利用中の方は認定の取消し及び退園）となります。 また、 要件を満たしていても、保護者自身からその証明（変更届・就労証明書の提出等）がなされなければ、同様の対応 となります。
9	申請後、保育園等を利用する必要がなくなった場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合は、速やかに保育運営課へ届け出てください。
10	P.2の「児童の健康状態」に関する申し出の有無にかかわらず、児童の健康及び発達の状況により保育士等の介助が必要な場合、施設の受入体制を整えるため、入園を当面の間お待ちいただく場合があります（なお、介助はマンツーマンとは限りません。）。
11	＜P.2「児童の健康状態」において「有」の方＞ ①申請期間内での事前面接が必要となります。面接の予約をいただき、児童同伴、母子健康手帳をお持ちの上、保育運営課窓口にお越しください（「利用申込みのご案内」P.7参照）。面接を実施していない場合は申請完了となりません。 ②面接が必要な方で面接を実施していない場合は、内定取消しとなる場合があります。
12	＜認定子ども園を希望の方＞ 認定子ども園が希望園に含まれている場合、又は本申請後に「保育園等利用申込み希望園変更届」により認定子ども園を追加する場合、申請の前に必ず各認定子ども園で、運営上の重要事項や保育料以外でかかる費用等について説明を受けてください。

入園内定時に関すること

13	入園が内定した場合、 入園日前日までに、各保育園等での入園説明会の参加や、健康診断票の提出等、所定の手続きを進めてください。 手続きが完了しない場合は、内定取消しとなります。 ※健康診断票（すべてのお子さんが対象）及びアレルギーの指示書（食物アレルギーのあるお子さんが対象）は、入園日前日までに施設へ提出してください。
14	＜復職予定で申請する方＞ 育児休業中に入園が内定した場合、 入園月の翌月1日までに育児休業前と同一の就労条件（育児のための短時間勤務制度を除く。）で就労先へ復職し、かつ復職証明書を提出することが入園の条件 となります。期限までに 復職及び復職証明書の提出がない場合は、認定の取消し（退園） となりますので、事前に就労先と十分にご調整ください。
15	＜妊娠・出産で申請する方＞ 出産により保育園等を利用できる期間は限られており、認定の有効期間中に 他の認定事由が発生する場合であっても、当初の認定期間の満了により退園となります。利用の継続を希望する場合、再度申請が必要 です。
16	＜求職中で申請する方＞ 求職活動中に入園が内定した場合、認定期間は最大90日となり、 90日以内に事由として認められる就労を開始できなかった場合は、認定期間の満了により退園 となります。ただし、 継続的に求職活動を行っているとは認められない場合は、90日に達していても認定の取消し（退園） となります。
17	＜転入申請する方＞ 入園が内定したにもかかわらず、 入園月の前月末日までに柏市への転入及び入園申込み手続きが完了しなかった場合は、内定取消し（退園） となります。

入園後の保育園等利用に関すること

18	各施設が定める決まりを守ってください。施設は集団生活の場であるため、児童だけでなく、その保護者にもご協力いただきます。
19	送迎は、各施設が定める開園時間（「保育園等利用申込みのご案内」P.25～P.31参照）内に行ってください。なお、利用は保育を必要とする事由における保育が必要な時間内に限ります。
20	約1か月間保育園等の利用がない場合（お子さんの入院等やむを得ない場合を除く。）は、認定期間内であっても、原則として退園となります。
21	保育料（給食費）の賦課は1か月単位となっており、1日でも在籍すると利用日数にかかわらず1か月分の費用がかかります。
22	保育料等が毎月期日までに支払われない場合、法令に基づいて督促状を発行します。また、延滞金が発生したり、預貯金や給与、財産の差押え等の処分の対象となります。滞納がある場合、利用調整上不利になります。

☐ 以上のことについて確認し、了承しました（チェック☒のうえ、保護者氏名をご記入ください。）。

令和 年 月 日 保護者氏名

調査状況

面接時の児童の現況	保育の状態・健康状態・その他					
	＜発達・発育＞					
			面接年月日	令和	年	月
	児童の面接担当者					
その他記入事項						

[illegible]

保育年齢		1号→2号		辞退継続		R	.	.
世帯員追加				辞退取下		R	.	.
申請・受付日		R . .		取下		R	.	.
期間	開始月		終了(HW)		生保		.	.
	R . .		R . .		ひとり親			
	R . .		R . .		世帯員障害			
						月～		
保護者1(代表)			保護者2			標準時間 標		
父・母・()			父・母・()			短時間 短		
就労		復職	就労		復職			
妊娠・出産			妊娠・出産			希望園	月～	月～
疾病・障害			疾病・障害				追加	追加
介護・看護			介護・看護				削除	削除
求職活動		就予	求職活動		就予	園	園	園
						希望番号	特	

		新規		月～		月～	
保護者1							
保護者2							
ア・イ・ウ							
エ							
コ・ツ・テ							
単身赴任	ト						
保育士	ク						
ひとり親求職	オ						
生活扶助	カ						
申請児障害	ケ						
セ・ソ							
兄弟在園	ス						
多胎児	ナ						
タ・チ							
フ							
ニ・ネ							
ヒ・ヘ							
ハ							
計							